

平成23年度理事会議案書

平成23年5月30日

全国積雪寒冷地帯振興協議会

次 第

日 時:平成 23 年5月 30 日(月)午後2時から
場 所:都道府県会館407号室(東京都)

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1)第 1 号議案 平成22年度事業報告…………… 1頁
- (2)第 2 号議案 平成22年度決算報告 …………… 2頁
- (3)第 3 号議案 平成23年度事業計画(案)…………… 4頁
- (4)第 4 号議案 平成23年度収支予算(案) …………… 5頁

4 幹事会報告(概要)について …………… 別紙1

5 平成24年度政府予算に関する雪寒地帯対策

- 関係要望書(案)について …………… 別紙2

6 そ の 他

7 閉 会

第1号議案

平成22年度事業報告

1 理事会

平成22年7月5日(月)

以下について審議し、それぞれ議決された。

- (1) 平成21年度事業報告について
- (2) 平成21年度決算報告について
- (3) 平成22年度事業計画について
- (4) 平成22年度収支予算について

2 政府予算の要望活動等

- (1) 平成23年度政府予算に対する要望活動
平成22年8月25日(水)・26日(木)
民主党、自由民主党、関係省庁、積寒地帯選出の国会議員に対し、要望活動を実施
- (2) 平成22年度豪雪に対する緊急要望活動
平成23年2月8日(火)・9日(水)
民主党、関係省庁、積寒地帯選出の国会議員に対し、要望活動を実施

3 幹事会の調査研究

- (1) 第1回幹事会
平成22年10月21日(木) 新潟県
幹事会スケジュール、会員に対する雪対策関係の実態調査項目検討
第2回幹事会は、豪雪及び東日本大震災対応を優先するため、幹事(飯山市、新庄市、妙高市)と事務局の意見交換で代替
- (2) 雪対策関係の実態調査
平成22年10月
会員に対し、豪雪法特例措置に係る追加調査を実施
(本調査は平成21年度に実施)
平成22年12月～23年1月
会員に対し、雪対策実態調査、道路のライブカメラ等の状況調査を実施
- (3) 国土交通省(地方振興課)との連絡調整
平成23年3月22日(火) 東京都
豪雪法特例措置の期限延長等に係る打ち合わせ 等

4 情報提供活動

ホームページによる情報提供

ホームページ(<http://www.sekkankyo.org/>)による情報提供を行った。

5 監査

平成21年度決算の監査

平成22年5月21日(金) 津南町

平成22年5月27日(木) 魚沼市

第2号議案

平成22年度決算報告

平成22年度収支計算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(b-a)	備 考
繰入金	0	0	0	
繰入金	0	0	0	
雑収入	8,000	9,287	1,287	
雑収入	8,000	9,287	1,287	定期預金利息等
収入合計 A	8,000	9,287	1,287	
前期繰越収支差額 B	13,195,932	13,195,932	0	平成21年度からの繰越金
合計 A + B	13,203,932	13,205,219	1,287	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	予算額(c)	決算額(d)	差異(c-d)	備 考
事業費	1,700,000	889,202	810,798	
要望活動費	300,000	245,757	54,243	要望活動
情報活動費	150,000	147,630	2,370	ホームページ運営
調査研究費	800,000	103,205	696,795	幹事会等に係る旅費等
会議費	450,000	392,610	57,390	理事会
事務費	200,000	174,009	25,991	
旅費	150,000	124,016	25,984	打合せ等旅費(理事会事務局旅費含む)
需用費	50,000	49,993	7	消耗品等
予備費	100,000	0	100,000	
支出合計 C	2,000,000	1,063,211	936,789	
当期収支差額 D(A-C)	1,992,000	1,053,924	938,076	
次期繰越収支差額 B+D	11,203,932	12,142,008	938,076	平成23年度への繰越金

平成 22 年度 監 査 報 告 書

全国積雪寒冷地帯振興協議会規約第7条の規定に基づき、平成22年度の会務及び会計について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査日時 平成23年5月10日
- 2 場 所 津南町、魚沼市
- 3 監査の範囲 平成22年度における会務及び会計について
- 4 提出を求めた書類 (1) 事業実施に関する書類
(2) 収入・支出に関する書類
(3) 預金通帳
(4) その他関係書類

5 監査の結果

関係書類を詳細に監査したところ、収入・支出その他について適正に処理されているものと認める。

全国積雪寒冷地帯振興協議会

平成 23 年 5 月 10 日

監 事

魚沼市長

大平悦子 

監 事

津南町長

上野貴子 

第3号議案

平成23年度事業計画(案)

積雪寒冷地帯の道府県及び市町村が緊密に連携し、会の目的を達成するため次の事業を行う。

1 雪寒対策の推進

- (1) 政府及び主要政党に対し、要望実現に向けて要望活動を行う。
- (2) 幹事会において、引き続き雪寒対策の重要課題について調査研究を行う。

2 広報・情報提供

ホームページ等により会員への情報提供を行う。

3 会議の開催

理事会を開催し、協議会の運営事項等を協議・決定する。

第4号議案

平成23年度収支予算(案)

1 収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
前期繰越収支差額 A	12,142,008	13,195,932	1,053,924	平成22年度からの繰越金
雑収入	8,000	8,000	0	
雑収入	8,000	8,000	0	定期預金利息等
収入合計 B	8,000	8,000	0	
合計 A + B	12,150,008	13,203,932	1,053,924	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事業費	1,700,000	1,700,000	0	
要望活動費	300,000	300,000	0	要望活動
情報活動費	150,000	150,000	0	ホームページ運営
調査研究費	800,000	800,000	0	幹事会等に係る旅費等
会議費	450,000	450,000	0	理事会
事務費	200,000	200,000	0	
旅費	150,000	150,000	0	打合せ等旅費(理事會事務局旅費含む)
需用費	50,000	50,000	0	消耗品等
予備費	100,000	100,000	0	
支出合計 C	2,000,000	2,000,000	0	
当期収支差額 D(A-C)	1,992,000	1,992,000	0	
次期繰越収支差額 B+D	10,150,008	11,203,932	1,053,924	平成24年度への繰越金

別紙 1

幹事会報告について（概要）

1 幹事会について

(1) 設立趣旨

平成 20 年度に着手した協議会活動活性化に向けた改革の一環として、平成 23 年度末の豪雪法の特例措置の期限切れに向けた対応など、本会事業の重要事項を調査、研究するため、平成 21 年度に理事会の下に実務者レベルで設置

(2) 調査研究テーマ等（平成 21 年度理事会了解事項）

テーマ	平成23年度末の豪雪法の特例措置期限切れに向けた対応等	
小テーマ	現行特例措置の調査研究	特例措置の見直しに併せて創設・拡充すべき支援策の検討

(3) 検討状況

幹事団体 新潟県、福島県、長野県飯山市、山形県新庄市、新潟県妙高市

検討状況 H21 年度：幹事会を 3 回開催

幹事市町村ヒアリング及び役員団体に対する雪対策
関係実態調査を実施

H22 年度：理事会に幹事会中間報告を提出

幹事会を 1 回開催（「第 2 回」は、豪雪・震災対応を
優先し、幹事意見交換で代替）

H23 年度：幹事会報告素案についての意見交換を実施

理事会に幹事会報告を提出

2 幹事会での検討結果について

(1) 豪雪法の特例措置期限切れに向けた対応

第 14 条（基幹市町村道の道府県代行）及び第 15 条（公立小中学校分校舎等の補助率嵩上げ）の特例措置は、豪雪地帯に大きく貢献しており、引き続き不可欠であるため、特例措置の延長を要望することが必要。

(2) 特例措置の見直しに併せて創設・拡充すべき支援策の検討

積雪寒冷地帯において、安全・安心な生活と円滑な経済活動の確保のためには、「持続可能な除雪体制確保」が必要であり、除排雪経費に係る国庫支出金総額の確保、国庫支出金対象の拡充、除雪体制維持に必要な十分な経費に係る国支援制度の創設を求めていくことが必要。

別紙 2 - 1

平成 24 年度政府予算に関する雪寒地帯対策関係要望骨子（案）

< 重点要望 >

【国土交通省、農林水産省、総務省、財務省、文部科学省関係】

1 「豪雪法」特例措置の期限延長等

- (1) 平成 24 年 3 月末で期限切れとなる豪雪法第 14 条及び第 15 条の特例措置の期限延長

第 14 条：基幹市町村道改築に係る道府県代行

第 15 条：公立小中学校分校舎等整備の補助率嵩上げ

- (2) 雪処理の担い手確保・育成のための規定整備

【国土交通省、財務省関係】

2 持続可能な除雪体制確保に向けた取組み

- (1) 道路等の除排雪に必要な国庫支出金総額の確保
- (2) 道路等の除排雪に必要なすべての経費の国庫支出金対象化
- (3) 除雪体制維持に必要十分な経費に係る国支援制度の創設
(少雪時に、オペレーターの人件費の一部を補てんする「基本待機料制度」や、除雪機械保有経費の一部を補てんする「固定費支払制度」などに対する支援制度の創設)

< 個別要望 >

【国土交通省関係】

1 コミュニティ維持のための雪処理対策の推進

- (1) ボランティア等の確保、コーディネーターの養成及び受入体制の整備に関する支援制度の創設
- (2) 小型除雪機械等の整備への支援制度の創設
- (3) 高齢者等に対する地域ぐるみでの安全・安心確保のための支援制度の創設
- (4) 空き家の雪処理に関する支援制度の創設

2 克雪住宅の整備に対する支援

高齢者等が屋根雪処理をしなくて済むような克雪住宅普及促進のための支援措置の実施

3 冬期鉄道輸送力の確保

- 4 航空路線の安全かつ安定運行の確保
- 5 総合的な雪に関する情報システムへの支援
- 6 調査研究の促進
 - (1) 道路・歩道等の融雪、消雪など雪に関する新技術の研究開発の推進
 - (2) 環境にやさしく、安価な凍結防止剤ならびに凍結抑制舗装の研究開発の推進
 - (3) (独)土木研究所雪崩・地すべり研究センターにおける調査研究の推進と研究機関の充実
 - (4) 雪崩災防止技術等の調査研究の推進

【総務省関係】

- 1 豪雪・寒冷地域の実情を十分に踏まえた地方交付税制度の充実
 - (1) 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元・充実
 - (2) 地域の実情を十分に踏まえた財政需要の適切な算定
- 2 山間豪雪地における災害時の情報連絡体制の確保
 - (1) 携帯電話基地局、ブロードバンド通信網の早期整備及び地上デジタルテレビ放送の衛星暫定措置の早期解消に向けた支援制度の拡充
 - (2) 市町村が整備したブロードバンド環境の維持管理運営、設備更新に対する支援制度の創設
 - (3) 衛星携帯電話の導入・更新及び維持経費に対する支援制度の創設
- 3 雪対策事業の推進（起債枠の確保）
- 4 防災行政無線の整備（起債枠の確保）
- 5 避難所における積雪寒冷対策用資機材の整備

【文部科学省関係】

- 1 公立文教施設の整備
- 2 (独)防災科学技術研究所雪氷防災研究センターにおける雪氷防災に関する調査研究の充実及び新庄支所の存続

【農林水産省関係】

- 1 なだれ防止対策の推進

【経済産業省関係】

- 1 雪の冷熱エネルギー活用対策の推進

【内閣府関係】

- 1 積雪期における地震対策の調査研究の推進
- 2 激甚災害の指定要件（小型漁船の被害基準）の見直しについて

新潟県の「基本待機料制度」のあらまし

制度創設の経緯

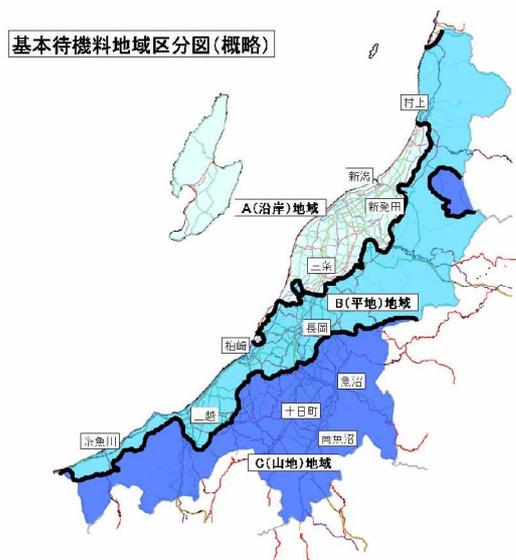
除雪業者は、毎年の雪の状況にかかわらず除雪機械のオペレーターを確保し、除雪体制を維持しています。しかし、少雪時は除雪機械の稼働が少なくなるため、出来高による収入では雇用に必要な経費を確保できません。

このため、新潟県では、少雪時のオペレーターの人件費の一部を補てんし、安定的で持続可能な除雪体制を維持するために、平成 18 年度より「基本待機料制度」を設けています。（支払い実績 H20：314 百万円 H21：30 百万円 H22：19 百万円）

制度の内容

基本待機料制度は、各除雪機械の契約期間中の稼働時間が、下表の地域区分毎に定めた基本待機時間に満たない場合に、その差の時間分の人件費を補てんして支払うものです。なお、基本待機時間を超える稼働があった場合には、基本待機料は支払われません。

地域区分	新潟県5年確率 年最大積雪深	基本待機時間(h)	
		車道除雪機械 凍結防止剤散布車	歩道除雪機械
A(沿岸)地域	100cm未満	82	41
B(平地)地域	100cm以上 250cm未満	123	62
C(山地)地域	250cm以上	246	123



基本待機料の算出式

$$\text{基本待機料} = (\text{基本待機時間} - \text{稼働時間}) \times \text{基本待機単価}$$

(計算例) A 地域、除雪ト-サ、稼働時間 50 時間、基本待機単価 4,700 円の場合
 基本待機料 = (82 - 50) 時間 × 4,700 円/時間 = 150,400 円

平成 2 4 年度政府予算に関する

雪寒地帯対策関係要望書 (案)



平成 2 3 年 6 月

全国積雪寒冷地帯振興協議会



家の周りを除雪する住民



狭くなった通学路を歩く小学生

平成24年度政府予算に関する要望について

雪寒地帯対策の推進につきましては、日ごろ格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

雪寒地帯は、豊かな土地、水資源、良好な自然環境等に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を根底から支える重要な役割を担っております。このような状況を踏まえると、雪寒地帯において、安定的な除雪の体制をはじめ、人々が安全かつ安心して生活を営み続けられる仕組みを構築することは、今後の我が国にとって必要かつ不可欠であると言えます。

しかし、近年、過疎化、高齢化の進行により地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、除雪体制を担っていた地元建設業者の体力が数年来の建設不況により著しく低下し、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現レベルの克雪力を維持することすら容易ではない状況になりつつあります。

また、今年度末には、豪雪地帯の振興に大きな役割を果たしている豪雪法の特例措置が期限を迎えますが、住民の安全・安心な生活と円滑な経済活動のためには、この特例措置が引き続き必要不可欠であります。

つきましては、雪寒地帯の実情と重要性を御理解いただき、この地域において人々が今後とも安心して生活できるよう、平成24年度政府予算編成の際には、次の要望事項の実現につきまして特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年6月

全国積雪寒冷地帯振興協議会

会長 新潟県知事 泉 田 裕 彦

全国積雪寒冷地帯振興協議会 会員一覧

道府県会員

北海道（理事）

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県（理事）

福島県（理事）

茨城県

栃木県

群馬県

新潟県（会長）

富山県

石川県

福井県（理事）

山梨県

長野県（理事）

岐阜県

愛知県

滋賀県

京都府

兵庫県

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

計 26 道府県

市町村会員

北海道

岩見沢市

留萌市

稚内市

美唄市

芦別市

赤平市

士別市

名寄市

三笠市

滝川市

砂川市

深川市

富良野市

石狩市

伊達市

当別町

新篠津村

木古内町

八雲町

長万部町

厚沢部町

せたな町

今金町

黒松内町

蘭越町

二七〇町

真狩村

留寿都村

喜茂別町

京極町

倶知安町

豊浦町

洞爺湖町

共和町

岩内町

神恵内村

積丹町

古平町

仁木町

赤井川村

浦臼町

月形町

新十津川町

妹背牛町

秩父別町

雨竜町

北竜町

沼田町

幌加内町

鷹栖町

当麻町

愛別町

上川町

東川町

美瑛町

和寒町

剣淵町

下川町

新得町

南富良野町

占冠村

美深町

音威子府村

中川町

増毛町

小平町

苫前町

羽幌町

初山別村

遠別町

天塩町

幌延町

豊富町

猿払村（副会長）

浜頓別町

中頓別町

枝幸町

津別町

清里町

遠軽町

滝上町

興部町

西興部村

雄武町

中標津町

標津町

市町村会員

青森県

青森市
黒石市
五所川原市
十和田市
平川市
弘前市
平内町
今別町
蓬田村
鱒ヶ沢町
西目屋村
野辺地町
東北町

岩手県

八幡平市
西和賀町

宮城県

大崎市

秋田県

湯沢市
鹿角市
北秋田市
大仙市
由利本荘市
大館市
仙北市
横手市
上小阿仁村
藤里町
美郷町

羽後町
東成瀬村

山形県

米沢市
新庄市(理事)
上山市
村山市
長井市
尾花沢市
南陽市
鶴岡市
酒田市
西川町
朝日町
大江町

大石田町
金山町
最上町
舟形町
真室川町

大蔵村
鮭川村
戸沢村
高畠町
川西町
小国町
白鷹町
飯豊町
庄内町

福島県

喜多方市
下郷町
檜枝岐村
只見町(理事)
南会津町
北塩原村
西会津町
磐梯町
猪苗代町
柳津町
会津美里町
三島町
金山町
昭和村

新潟県

長岡市
柏崎市
三条市
小千谷市
加茂市
十日町市(理事)
糸魚川市
上越市
魚沼市(監事)
南魚沼市
妙高市(理事)
胎内市
五泉市
村上市
阿賀町
湯沢町
津南町(監事)

関川村

長野県

長野市
飯山市(副会長)
白馬村
小谷村
高山村
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
栄村(理事)

富山県

富山市
黒部市
砺波市
南砺市
上市町
立山町

石川県

加賀市
白山市

福井県

大野市
勝山市(理事)
池田町
南越前町

市町村会員

群馬県

片品村

岐阜県

高山市

飛騨市

揖斐川町

白川村

滋賀県

長浜市

計 2 0 1 市町村

目 次

国土交通省、農林水産省、総務省、財務省、 文部科学省関係	1
国土交通省、財務省関係	2
国土交通省関係	3
総務省関係	4
文部科学省関係	5
農林水産省関係	6
経済産業省関係	6
内閣府関係	6

< 重点要望 > 【国土交通省、農林水産省、総務省、財務省、
文部科学省関係】

1 「豪雪法」特例措置の期限延長等

(1) 平成24年3月末で期限切れとなる豪雪法第14条及び第15条の特例措置の期限延長

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号。以下「豪雪法」という。)第14条及び第15条の特例措置については、冬期に極めて厳しい生活を強いられる特別豪雪地帯における冬期交通確保や教育機会の均等に大きく貢献してきた。

豪雪法の規定では、特例措置の期限が平成24年3月31日までとされているが、特別豪雪地帯の安全・安心な生活と円滑な経済活動のためには、当該特例措置が引き続き必要不可欠であり、法改正による期限延長を強く要望する。

(2) 雪処理の担い手確保・育成のための規定整備

平成22年12月から本年1月末にかけて、強い寒気による低温及び降雪が続き、高齢化、過疎化が進行している地域を中心に雪処理の担い手が確保できずに住民の安全・安心な生活が脅かされる状況が続いた。

積雪寒冷地帯の住民の安全・安心な生活の確保のためには、住宅の雪処理対策をさらに推進・強化する必要がある。

については、積雪寒冷地帯の住民の安全・安心な生活の確保のため、豪雪法に住宅の雪処理の担い手確保・育成のための規定を整備し、地域の克雪力の強化を図るよう強く要望する。

2 持続可能な除雪体制確保に向けた取組み

積雪寒冷地帯においては、生活の安全・安心と円滑な経済活動のため、冬期の道路交通確保は必要不可欠であるが、その対応には、道府県、市町村とも大きな課題を抱えているところである。

道路除雪費については、現行制度下において、社会資本整備総合交付金の対象となる範囲が限定的であること等から、自治体側に単独費の持ち出しが発生するなど、必要額が十分確保されていない状況にある。

さらに、降雪状況に応じた除排雪量の変動が大きいことから、除雪体制の維持にあたっては、少雪となった場合のオペレーターの確保、機械維持費用などの負担が課題となっている。

については、持続可能な除雪体制確保に向けた以下の取組みを強く要望する。

- (1) 道路等の除排雪に必要な国庫支出金総額の確保
- (2) 道路等の除排雪に必要なすべての経費の国庫支出金対象化
- (3) 除雪体制維持に必要な十分な経費に係る国支援制度の創設
(少雪時に、オペレーターの人件費の一部を補てんする「基本待機料制度」や、除雪機械保有経費の一部を補てんする「固定費支払制度」などに対する支援制度の創設)

【国土交通省関係】

1 コミュニティ維持のための雪処理対策の推進

過疎化、高齢化の進行により要援護世帯や空き家が増加し、地域の克雪力が低下しているため、コミュニティ維持のための雪処理対策を推進すること。

- (1) ボランティア等の確保、コーディネーターの養成及び受入体制の整備に関する支援制度の創設
- (2) 小型除雪機械等の整備への支援制度の創設
- (3) 高齢者等に対する地域ぐるみでの安全・安心確保のための支援制度の創設
- (4) 空き家の雪処理に関する支援制度の創設

2 克雪住宅の整備に対する支援

市街地の雪下ろしに伴う道路交通障害や、高齢者等が住宅の雪下ろし中に転落する事故が多発していることから、雪下ろしが不要な克雪住宅の普及が促進されるよう支援措置を講ずること。

3 冬期鉄道輸送力の確保

防除雪施設等への予算の確保及び鉄道事業者の迅速な除雪体制整備に対する指導・支援を実施すること。

4 航空航路の安全かつ安定運行の確保

冬期の安全性の向上及び就航率の改善のための空港整備事業等を推進するとともに、地方自治体管理空港における除雪作

業や空港除雪用機械購入に要する経費に対する支援制度を創設すること。

5 総合的な雪に関する情報システムへの支援

冬期交通、歩行者空間の確保のため、除排雪・道路状況や降雪状況等の情報提供が求められているため、市町村及び道府県を対象とした冬期ITS事業など、雪情報システムに対する支援制度を拡充すること。

6 調査研究の促進

(1) 道路・歩道等の融雪、消雪など雪に関する新技術の研究開発の推進

(2) 環境にやさしく、安価な凍結防止剤ならびに凍結抑制舗装の研究開発の推進

(3) (独)土木研究所雪崩・地すべり研究センターにおける調査研究の推進と研究機関の充実

(4) 雪崩災防止技術等の調査研究の推進

【総務省関係】

1 豪雪・寒冷地域の実情を十分に踏まえた地方交付税制度の充実

(1) 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元・充実

(2) 地域の実情を十分に踏まえた財政需要の適切な算定

2 山間豪雪地における災害時の情報連絡体制の確保

- (1) 携帯電話基地局、ブロードバンド通信網の早期整備及び地上デジタルテレビ放送の衛星暫定措置の早期解消に向けた支援制度の拡充
- (2) 市町村が整備したブロードバンド環境の維持管理運営、設備更新に対する支援制度の創設
- (3) 衛星携帯電話の導入・更新及び維持経費に対する支援制度の創設

3 雪対策事業の推進（起債枠の確保）

各種雪対策を効果的に推進するため、一般補助施設整備等事業債・豪雪対策事業分の需要に応じた起債枠の確保を図ること。

4 防災行政無線の整備（起債枠の確保）

防災行政無線の整備を促進するため、デジタル防災行政通信設備の需要に応じた起債枠の確保を図ること。

5 避難所における積雪寒冷対策用資機材の整備

避難所への積雪寒冷対策用資機材の整備に関する支援制度を創設すること。

【文部科学省関係】

1 公立文教施設の整備

公立文教施設の整備を促進するため、事業費の確保及び改修に対する支援を拡充すること。

2 (独)防災科学技術研究所雪氷防災研究センターにおける雪氷

防災に関する調査研究の充実及び新庄支所の存続

雪氷防災研究センターにおける調査研究を充実するとともに、世界最大規模の実験棟を有する同センター新庄支所を存続することにより、相互補完を図ること。

【農林水産省関係】

1 なだれ防止対策の推進

なだれ危険箇所の未整備地区を計画的に整備し、住民の安全を守るため、なだれ防止林造成事業費の確保を図ること。

【経済産業省関係】

1 雪の冷熱エネルギー活用対策の推進

雪の冷熱エネルギーの活用促進に向け、地域新エネルギー導入促進事業等の事業費の確保を図ること。

【内閣府関係】

1 積雪期における地震対策の調査研究の推進

2 激甚災害の指定要件（小型漁船の被害基準）の見直し

激甚災害の指定要件に係る小型漁船の被害基準について、沿岸漁業の実態を踏まえた適切な見直しを実施すること。



雪に埋もれた住宅を除雪する住民



歩道が雪に埋もれ車道を歩く住民



別紙 3

豪雪法特例措置延長等に係る要望活動について

1 日 程

6 月 7 日 午後（詳細は、要望先と調整中）

2 要 望 先（予定）

政党・省庁	要望書を手交する相手
民主党	（ 要調整 ）
自由民主党	政務調査会国土交通部会
国土交通省	政務三役のいずれか

民主党に対する要望の相手先

国交省は、特例措置延長等に向けて、政務三役を通して民主党と接触開始。

他政党、他省庁についても要望活動を検討中

参考資料 1

幹事会報告

平成23年5月

全国積雪寒冷地帯振興協議会幹事会

幹事会概要

1 設立趣旨

平成20年度に着手した協議会活動活性化に向けた改革の一環として、平成23年度末の豪雪法の特例措置の期限切れに向けた対応など、本会事業の重要事項を調査、研究するため、平成21年度に理事会の下に実務者レベルで設置

2 調査研究テーマ等 (H21年5月 理事会了解事項)

テーマ	平成23年度末の豪雪法の特例措置期限切れに向けた対応等	
小テーマ	現行特例措置の調査研究	特例措置の見直しに併せて創設・拡充すべき支援策の検討

3 検討状況等

- (1) 幹事団体 新潟県、福島県、長野県飯山市、山形県新庄市、新潟県妙高市
- (2) 検討状況
- H21年度: 幹事会を3回開催
幹事市町村ヒアリング及び役員団体実態調査を実施
- H22年度: 理事会に幹事会中間報告を提出
幹事会を1回開催(第2回は、豪雪・震災対応を優先し、幹事意見交換で代替)
- H23年度: 幹事会報告素案についての意見交換を実施
理事会に幹事会報告を提出

1 . 現行豪雪法における特例措置

第14条（基幹市町村道の道府県代行）

現状と評価

整備実績：8道県、12路線。

インフラ整備と冬期交通確保に貢献し、特豪地帯の活性化に大きく寄与
特豪市町村を持つ道府県の半数以上が延長を希望

期限切れへの対応

特例措置の延長を要望

第15条（公立小中学校分校舎等の補助率嵩上げ）

現状と評価

整備実績：2道県。北海道ではH24以降の整備計画あり

予算措置による補助率の嵩上げ（本校舎等の危険建築物改築）あり

特豪地帯における教育の機会均等を図る上で大きく貢献

特豪市町村を持つ道府県の約半数が延長を要望

期限切れへの対応

特例措置の延長を要望

（H22.2に実施した特別豪雪地帯の市町村がある15道県への調査より）

2. 支援措置の創設・拡充の検討について

持続可能な除雪体制維持

現状と課題

道路の除排雪に必要な国庫支出金が十分に交付されていない
業者の撤退などにより、除雪業者の確保について将来的に不安
除雪体制維持にあたっては、降雪状況に応じた除雪量の変動が大きいことから、
少雪となった場合のオペレーターの確保、機械維持費用などの負担が大きい
さらに、住民ニーズが高度化等してきていることも課題

要望内容（案）

道路等の除排雪に必要な国庫支出金総額の確保

道路等の除排雪に必要な経費は全て国庫支出金対象とすること

除雪体制維持に必要な十分な経費に対する国支援制度の創設

（少雪時に、オペレーターの人件費の一部を補てんする「基本待機料制度」や、
除雪機械保有経費の一部を補てんする「固定費支払制度」などに対する支援
制度の創設）

（ H22.12に実施した協議会会員に対する実態調査より
調査対象：役員道県・市町村227団体、回答：158団体(回答率70%) ）

資料編

豪雪法第14条（基幹市町村道の道府県代行制度）について

豪雪法第14条の概要

1 制度の概要

法第14条に基づき特別豪雪地帯の基幹的な市町村道のうち、国土交通大臣が指定したものについては、市町村に代わり、都道府県が代行して事業を実施する制度

2 目的

冬期の交通の確保に資する道路整備の推進、気候的にハンディキャップを背負った市町村の財政負担の軽減

3 経緯

昭和47年	特豪代行制度を10年間の時限措置として創設
昭和57年	10年間の単純延長
平成 4年	10年間の単純延長
平成14年	10年間の単純延長(期限:平成24年3月31日)

4 対象道路

特別豪雪地帯の市町村道のうち、冬期交通が途絶する基幹的な市町村道

豪雪法第15条（公立小中学校分校舎等の補助率嵩上げ制度）について

豪雪法第15条等に基づく公立学校施設整備概要

1 制度の概要

公立小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校施設費国庫負担法の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を補助している。

特別豪雪地帯については、豪雪法第15条の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど特別豪雪地帯の公立学校施設整備に関する特別措置を講じている。

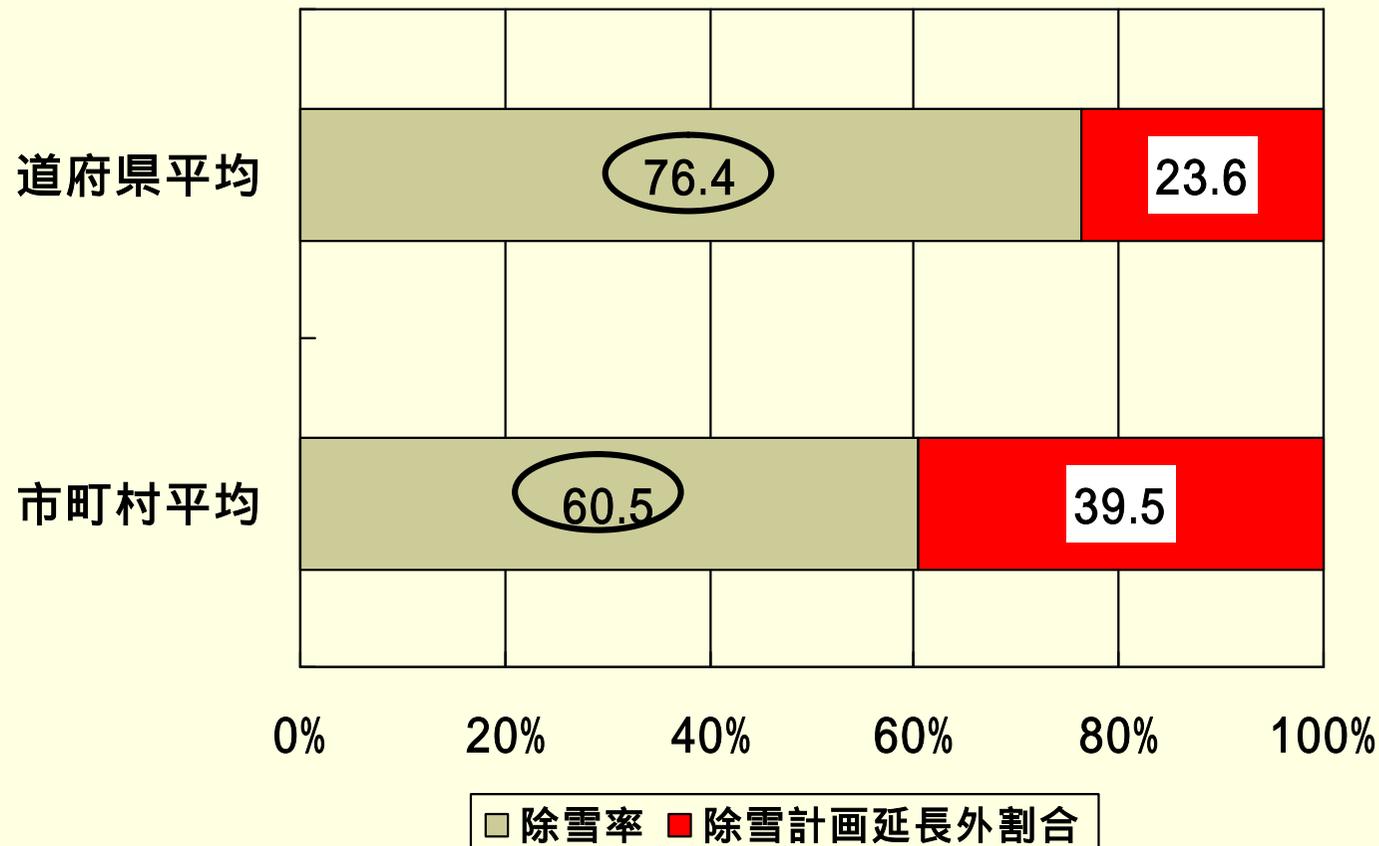
区分	内容	特豪以外	特別豪雪地帯	根拠
法による補助率嵩上げ	小中学校等の分校の校舎等新增築	1/2	5.5/10	豪雪法第15条
	小中学校等の分校の校舎等及び寄宿舍の危険建物改築	1/3	5.5/10	
	小中学校の寄宿舍の新增築及び教職員宿舍の建築	1/2	5.5/10	
予算措置による補助率の嵩上げ	小中学校等の本校の校舎等の危険建物改築	1/3	5.5/10	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条 ・安全・安心な学校づくり交付金交付要綱

2 経緯

昭和47年度 補助率の嵩上げを10年間の時限措置として創設
昭和57年度 10年間の単純延長
平成4年度 10年間の単純延長
平成14年度 10年間の単純延長(期限:平成24年3月31日)

除雪率 (除雪計画延長 / 道路実延長)

除雪率 (除雪計画延長 / 道路実延長) は道府県と市町村で差が大きい。

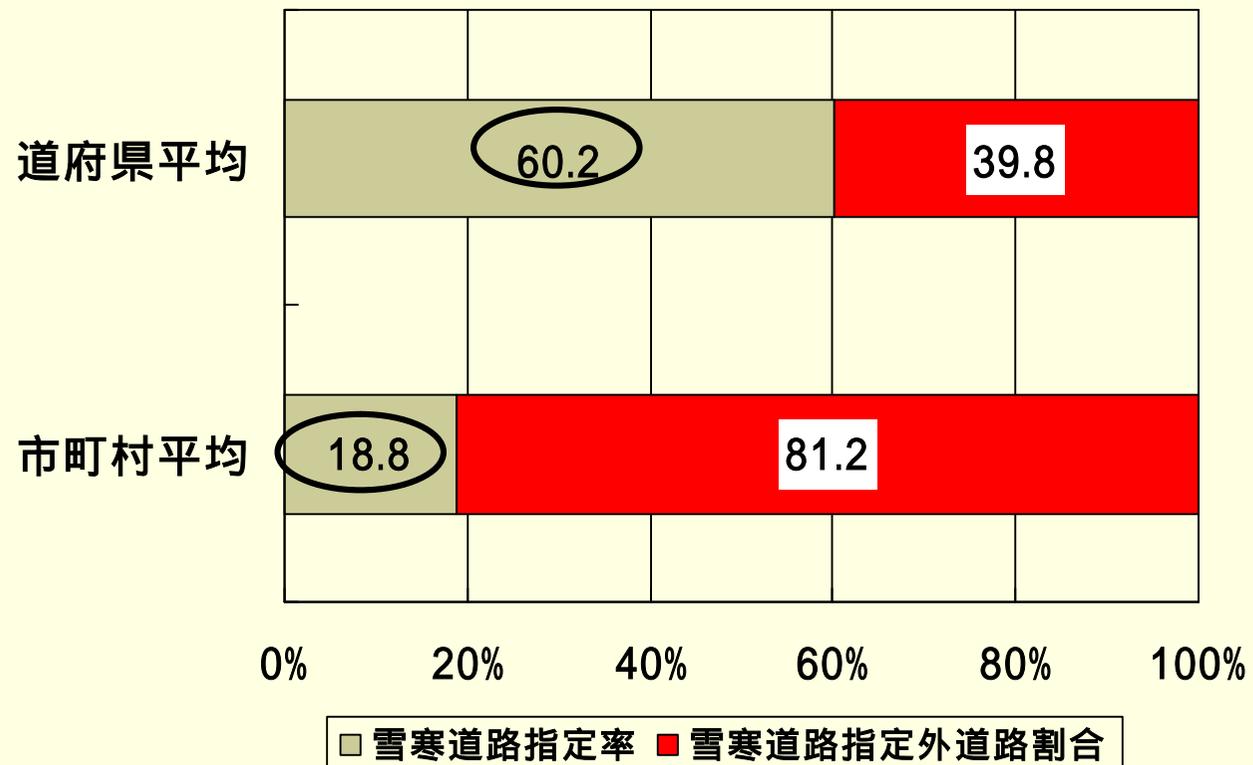


(H22.12に実施した協議会会員に対する実態調査より)

雪寒道路指定率 (雪寒道路指定延長 / 道路実延長)

- 雪寒道路指定率 (雪寒道路指定延長 / 道路実延長) は道府県と市町村で差が大きい。

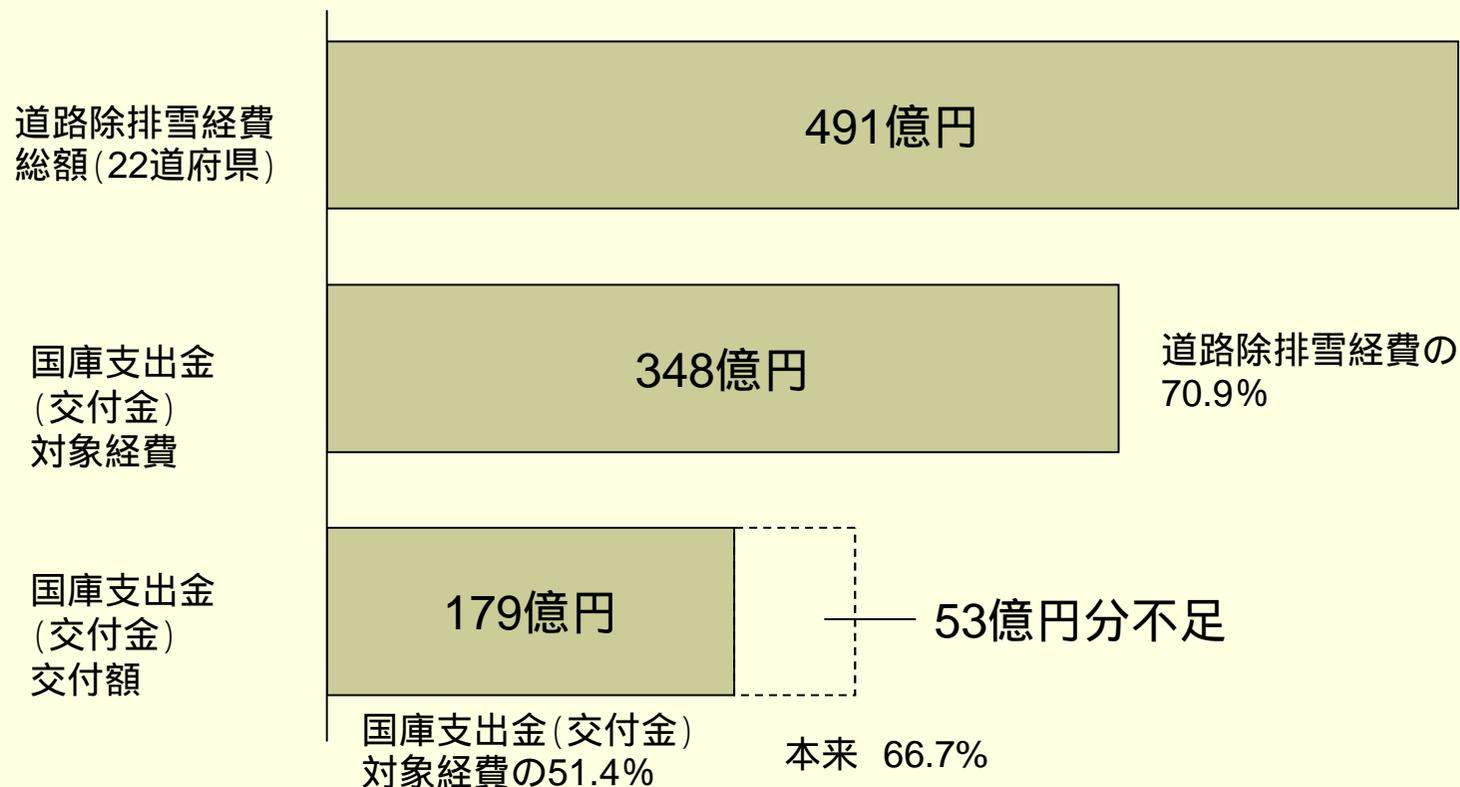
雪寒道路の指定 道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定
(日交通量、連絡路線、公共施設に通ずる路線、バス路線等)



(H22.12に実施した協議会会員に対する実態調査より)

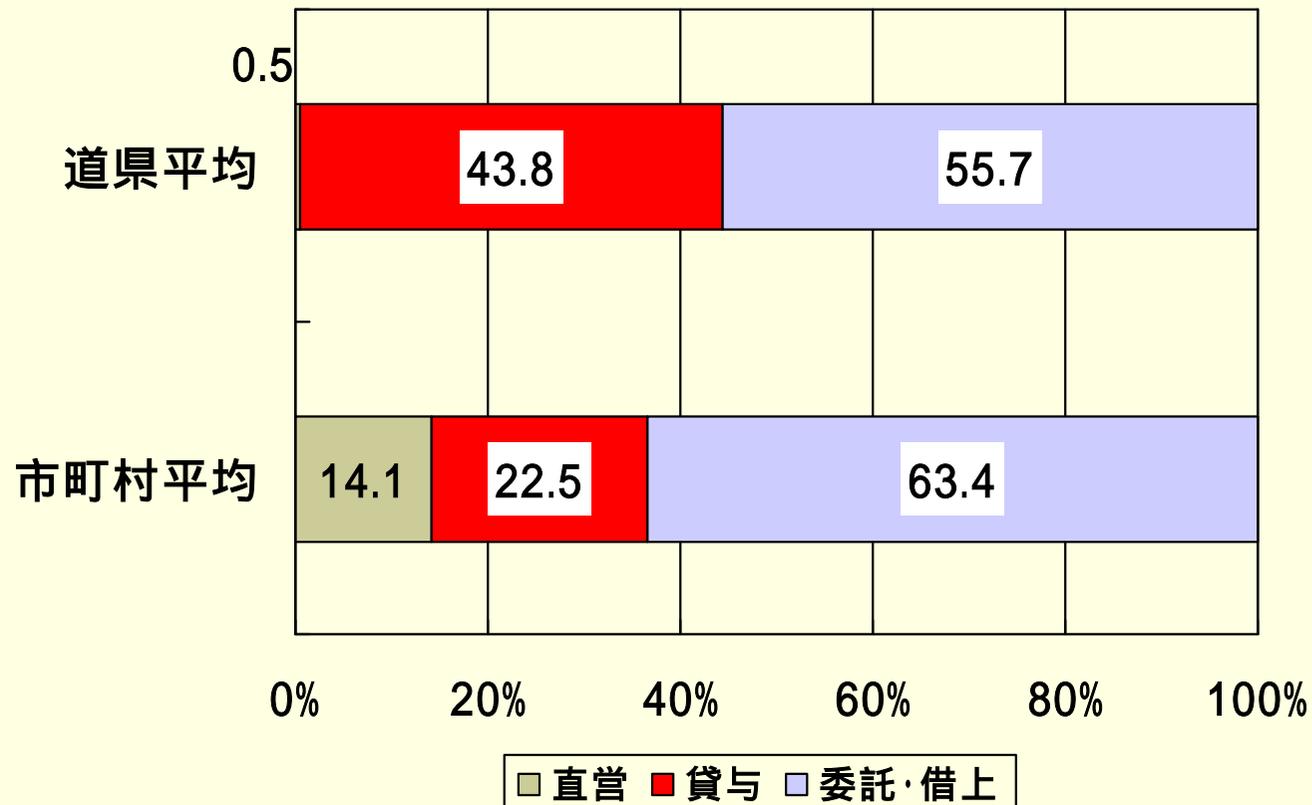
除雪費用に係る国庫支出金等の状況

- ・国庫支出金対象経費に対して、5割程度しか交付金が交付されていない。
(道府県、H21年度)
(本来の交付額は、国庫支出金等対象経費の2/3)



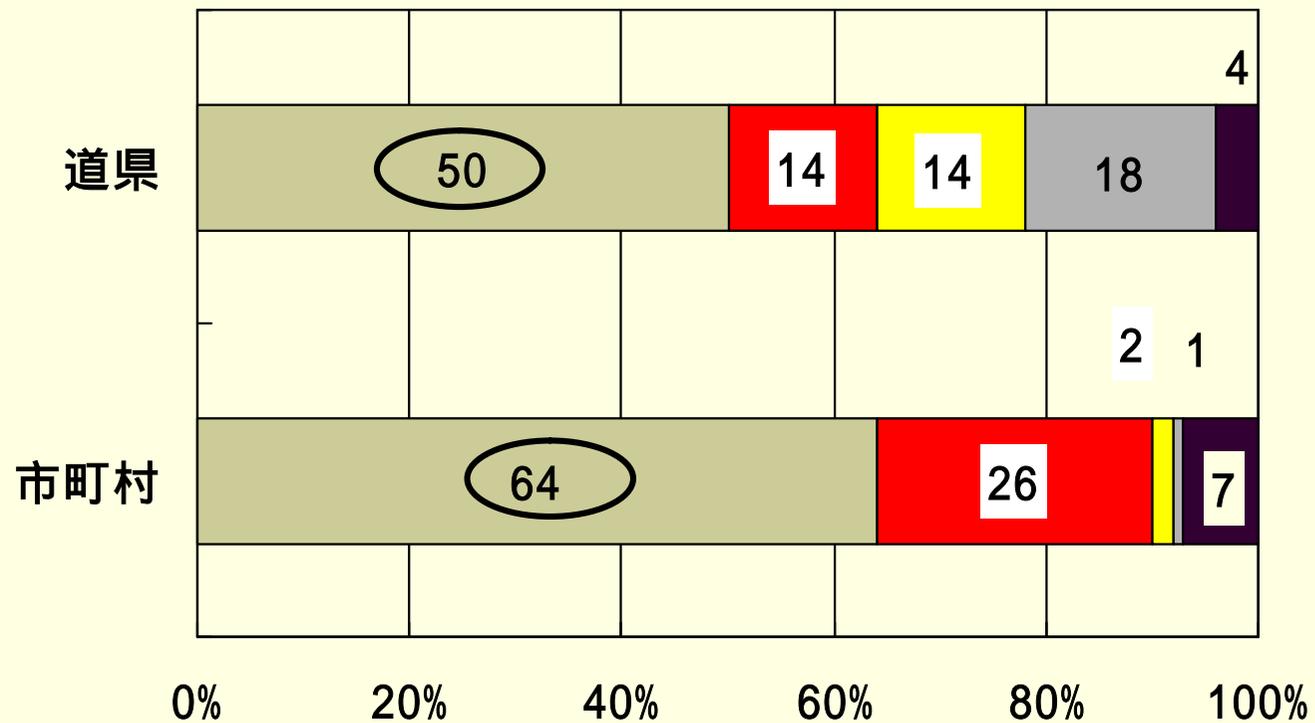
除雪形態別延長の割合

- ・道府県は、「貸与」と「委託・借上」が半数程度の割合
- ・市町村は、「直営」が14%、「貸与」が22%、「委託・借上」が63%となっている。



業者との契約

- ・道府県は「随意契約」が半数であり、市町村は「随意契約」が約64%となっている。

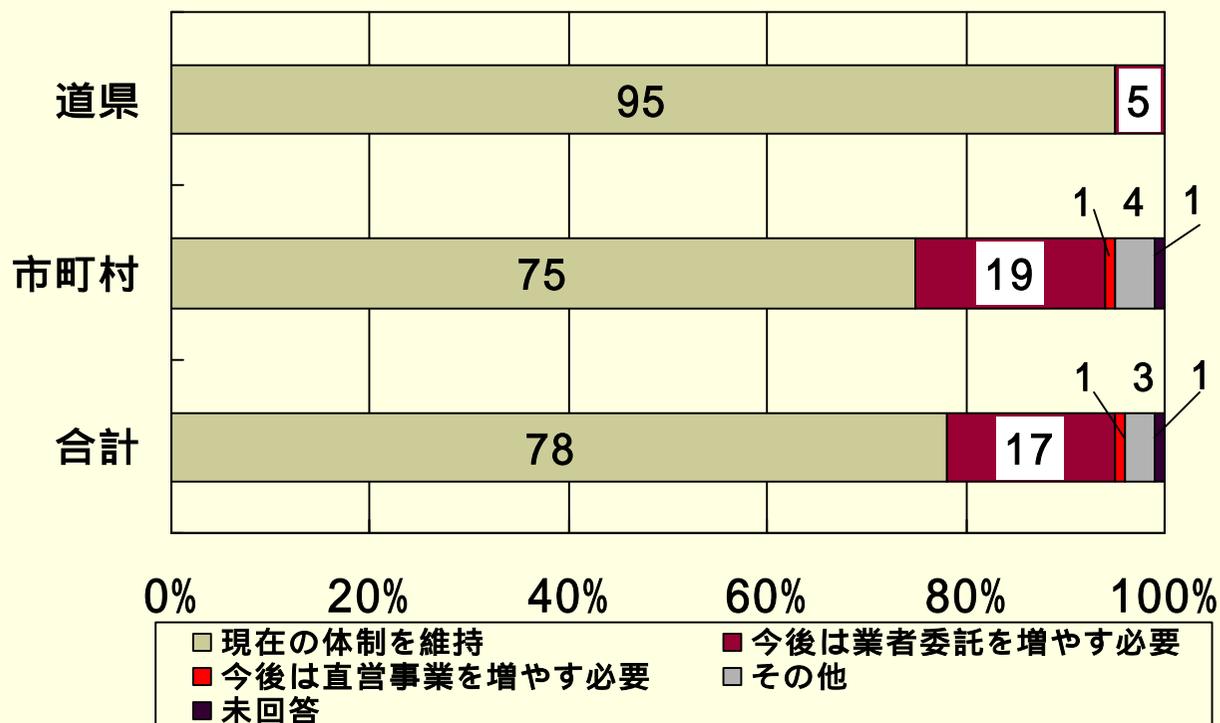


□ 随意契約 ■ 指名競争入札 ■ 一般競争入札 ■ 併用 ■ 直営のみ ■ 未回答

今後の除雪体制見通し

- ・道府県、市町村ともに「現在の体制を維持する」が多数となっている。
市町村は「業者委託を増やす」の割合も19%ある。

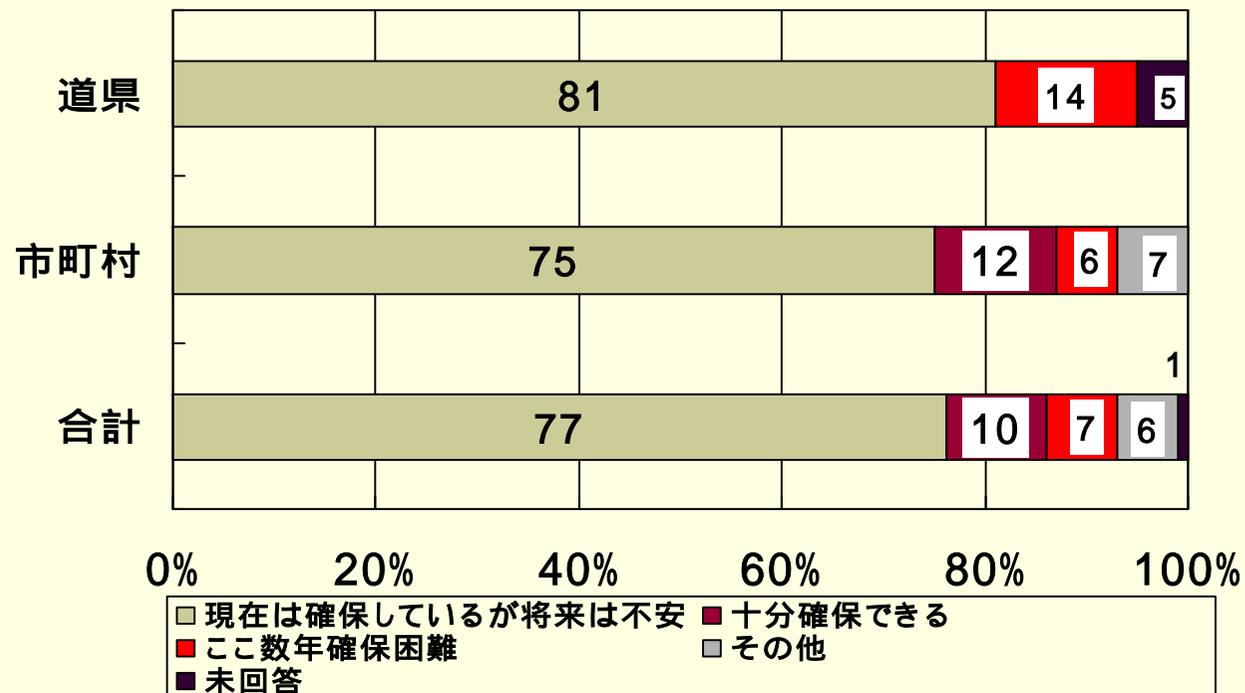
今後の除雪体制見通し



業者の確保状況

- ・ほとんどの団体で、「現在は確保できているが将来は不安」としている。
また、「ここ数年確保が厳しい」としている団体もある。

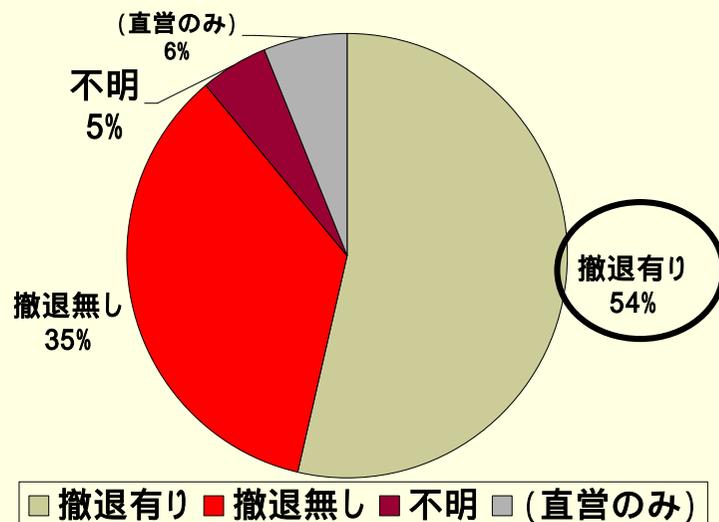
業者の確保状況



業者の撤退状況

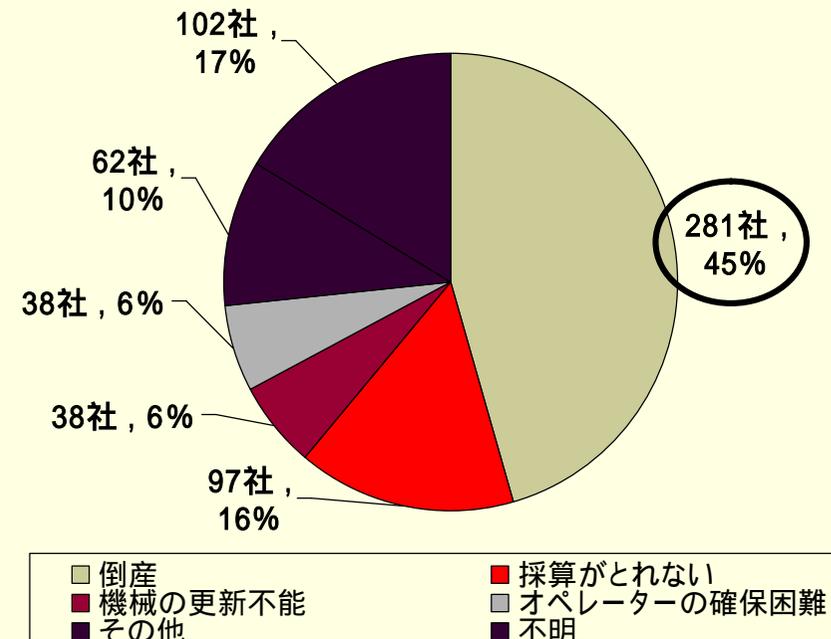
- ・ 約5割の団体において過去5年間に業者の撤退がある。
- ・ 撤退理由としては、「倒産」が45%で最も多く、「採算がとれない」は16%、「機械の更新不能」は6%、「オペレーターの確保困難」が6%となっている。
(「採算がとれない」、「オペレーターの確保困難」、「機械の更新不能」の合計は28%)

業者の撤退(過去5年)



撤退理由

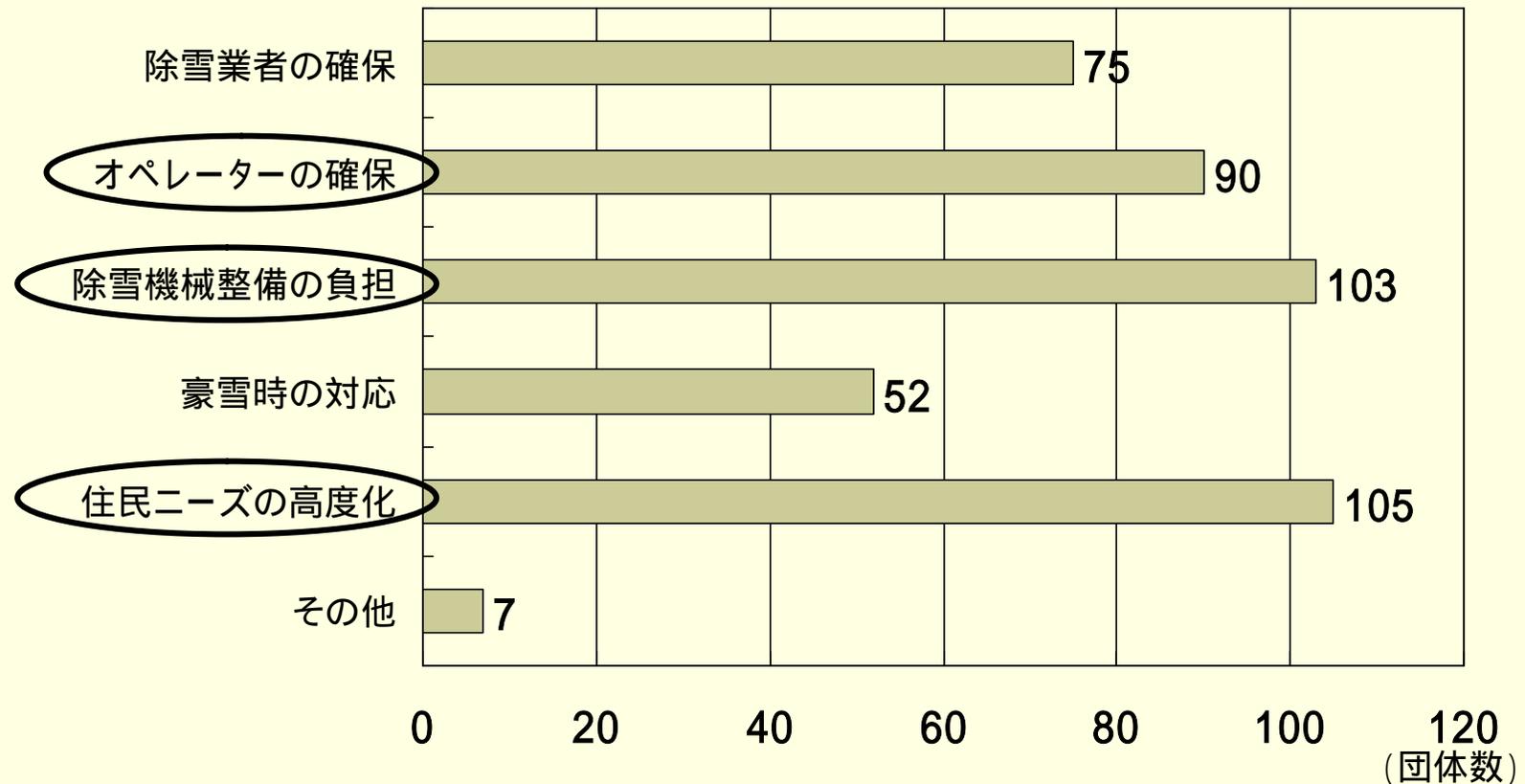
合計618社



(H22.12に実施した協議会会員に対する実態調査より)

除雪体制維持に関する課題

- ・ 除雪体制維持に関する課題としては、「住民ニーズの高度化」、「除雪機械整備の負担」、「オペレーターの確保」の順に多い。



参考資料 2

平成 22 年度の理事会における検討事項について（報告）

道路ライブカメラの利便性改善について

H22.12 に会員に対し、ライブカメラホームページの設置状況等について調査を実施（回答率：73.6%）。結果については、平成 23 年 3 月 31 日付け積寒第 11 号にて会員に報告済み。

1 調査結果概要

（1）道路ライブカメラの設置状況

ライブカメラホームページの設置状況

ライブカメラHPありの団体（回答有りの会員団体中の割合）		
	うち道府県（回答道府県中の割合）	うち市町村（回答市町村中の割合）
35 (20.9%)	17 (70.8%)	18 (12.6%)

ライブカメラ掲載情報

	所管道路	直轄国道	市町村道・道府県管理道路	観光施設	その他
回答団体（35 団体）	19	10	6	12	10
うち道府県（17 団体）	17	7	3	2	2
うち市町村（18 団体）	2	3	3	10	8

注 「所管道路」は、各団体が所管している道路
「直轄国道」は、国土交通省が所管している国道
「市町村道・道府県管理道路」は、所管道路以外の市町村道、道府県管理道路
「その他」は、具体的には NEXCO、市街地、河川 等

（2）利便性向上への対応について

調査の結果では、ライブカメラの一元管理やフォーマットの統一などについては、コストや管理手法などの課題から困難であると回答する団体が多かった。

2 対応

- ・ 隣接県市町村、国（国土交通省）などのホームページへのリンクを当該ページに作成することで利便性の向上を図る。
- ・ ライブカメラホームページがある全団体に、リンクを依頼。
- ・ 11 団体が他機関へのリンクを設定済み。今後も引き続き、利便性の向上に向けて改善を図る。